

「ケアハウス徳和」重要事項説明書

ケアハウス徳和の概要、提供されるサービス内容等について次の通り説明します。

1、事業主体

- (1) 法人名 社会福祉法人 神戸福祉会
- (2) 法人所在地 〒515-0043 三重県松阪市下村町 2 4 7 6 (TEL 0598-29-7088)
- (3) 代表者の氏名 理事長 多賀 誠
- (4) 設立年月日 昭和 4 9 年 3 月 8 日

2、事業所

- (1) 事業の内容 軽費老人ホーム ケアハウス
- (2) 事業所の名称 ケアハウス徳和 (定員 5 0 名)
- (3) 事業所所在地 〒515-0043 三重県松阪市下村町 2 4 7 6 (TEL 0598-29-7088)
- (4) 施設長の氏名 珍道 勝
- (5) 開設年月日 平成 5 年 4 月 1 日

3、施設運営の方針

- (1) ケアハウス徳和での生活は、本人の意向を尊重いたします。
- (2) ケアハウス徳和での生活は、家庭的な雰囲気の中で、楽しく、快適に過ごしていただきます。
- (3) ケアハウス徳和での生活は、安全で安心して生活していただくよう職員一同、ご支援ご協力いたします。

4、施設概要

(1) 建物の面積及び構造

- ①構造 : 鉄筋コンクリート 4 階建て
- ②居室 : 1 人部屋 4 2 室 2 2 . 3 m² ・ 2 人部屋 4 室 3 2 . 0 m²
- ③居室設備 : エアコン・ミニキッチン・洋式トイレ・洗面台・バルコニー
- ④共用部設備 : 各階 洗濯室 (コイン式洗濯機・乾燥機)・来客用トイレ
1 階 食堂・浴室・多目的ホール・事務所
その他 和室娛樂室・デイルーム・ゲストルーム

(2) 入居の条件

以下の要件を満たす方

- ① 6 0 歳以上の方。ただし、ご夫婦または三親等内の親族と共に入居する場合はいずれか一方が 6 0 歳以上であれば入居できます。
- ② 日常の行動が自立している方。身体機能の低下があっても車椅子を利用して、日常生活が自立していれば可能。
- ③ 1 人での生活にやや不安があり、また家族の援助が困難であったり、住宅事情により在宅生活が困難な方。

(3) 職員体制

- | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----------------|-------------------|-----|-----|-----|
| 施設長 | 1 人 | 生活相談員 | 1 人 | 介護職員 | 2 人 | 栄養士 | 1 人 |
| 事務員 | 1 人 | 宿直員 | 3 人 | (業務委託 シルバー人材センター) | | | |
| 清掃員 | 2 人 | 調理員 | 業務委託 (三重給食センター) | | | | |

令和 5 年 4 月 1 日現在

5、サービス内容

(1) 食事の提供

①給食は変化と味覚と栄養に富み、かつ入居者の健康維持に役立つよう配慮して提供します。

②食事は1階食堂において喫食していただきます。各食事時間は以下の通りです。

朝 食 8時00分

昼 食 12時00分

夕 食 17時30分

都合によりこの時間に食事が出来ない場合は事前に事務所にご連絡下さい。

朝・昼食は1時間30分、夕食は1時間まで取り置きが可能です。

③欠食される際は、欠食が決まり次第、事務所に「欠食届」を出して下さい。ただし、欠食の内、入院・デイサービス等については、給食費のうち材料代を翌月10日以降に返金します。

◎1食あたりの返金額「朝食154円・昼食308円・夕食308円」

(2) 入浴の準備

①入浴時間は以下の通りです。

◎一般入浴（月、火、木、金、土） 男性 13：30～15：00

女性 15：00～16：30

◎介助入浴（火、木、土） 女性 9：15～10：45

男性 10：45～12：00

※介護を必要とする状態になった方は、外部の在宅介護サービス等による入浴介助を受けることができます。

②伝染性の疾患等の疑いがある場合は速やかに職員に相談し、その指示に従ってください。

(3) 各種生活相談、助言

入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、適切な助言を行うよう努めます。

(4) 緊急時（災害、疾病等）の対応

①入居者は、身体の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。

②入居者から緊急の対応の要請があった場合は、速やかに適切な対応を行うと共に、近親者等緊急連絡先や医療機関への連絡を速やかに行います。

(5) 外部サービス等の利用

①入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、外部の在宅介護サービスを利用できます。

②利用は、入居者自身の判断で行い、費用は入居者の負担となります。

(6) レクリエーション等の実施

レクリエーション等の実施は、入居者の身体状況等及び季節感を配慮して1年間の事業実施計画を作成し、入居者が楽しく参加できるよう心がけます。

通常レクは自由参加ですが、一部の季節のイベント等は全員参加のものもあります。

(7) 懇談会の実施

入居者との意見交換の場として、定期的に懇談会を行います。

原則全員参加としています。

(8) 要望・苦情等の対応

入居者からの苦情については速やかに対応してサービスの改善に努めます。

① 苦情解決責任者 1名 : 施設長

② 苦情受付担当者 1名 : 生活相談員

③ 第三者委員選任 2名 : 事務所前掲示板に記載

(9) 保健衛生管理

入居者の健康に留意し、毎年1回以上、当施設の負担にて健康診断を行います。

(10) 夜間の管理体制

夜間の管理体制は、宿直員 1 名を配置しています。

6、利用料について

(1) 利用料は県の定める基準に従って算出した金額を徴収します。

別紙「ケアハウス徳和利用料徴収規定」参照

(2) 利用料の算出は入居時及び毎年度ごとに行います。

当該年度の利用料の算出は、「前年(1月～12月)」の対象収入を基に算出します。

(3) 自室の電気料は自己負担となります。

(4) 洗濯機及び乾燥機の使用について、各階の洗濯室に利用料 1 0 0 円のコイン洗濯機、乾燥機を設置しています。

(5) 利用料は、当月分として毎月 2 5 日までに、現金にて事務所にお支払いください。

7、原状回復の義務

退居時に係る居室の原状回復費用及び修繕費用・清掃費用（エアコン洗浄含む）等は、入居者の負担となります。

適用 入居期間	居室清掃 (エアコン洗浄含む)	床タイルカーペット 張替え	壁クロス張替え	その他箇所	概算金額 ^{※2}
入居日～ 1 年未満	必須	必要に応じて ^{※1}	必要に応じて ^{※1}	必要に応じて ^{※1}	3～5 万円程度
1 年以上～ 5 年未満	必須	必須	必要に応じて ^{※1}	必要に応じて ^{※1}	10～15 万円程度
5 年以上～	必須	必須	必須	必要に応じて ^{※1}	20～25 万円程度

※1 入居期間に関わらず、床・壁クロス等に重度な傷または汚れが有る場合は貼り替えを行います。

※2 上記金額はあくまでも一例で、一人部屋での平均的な使用状況においての概算価格であり、実際の費用は、都度、業者見積りを取り決定します。

8、入居者の守るべき規律

入居者は、ケアハウス徳和での生活を安全、安心そして快適に過ごしていただくために、以下の規律及びその他の諸規程を遵守していただきます。

(1) 入居者相互は、親睦、融和を旨とし人種、信条、宗教、習慣等の相違によって他を排し、又他人の自由を侵してはならない。

(2) 給貸与の物品の利用と保管は大切に扱い、許可なくみだりに処分してはならない

(3) 収入及び身分上に移動が生じたときは、施設長に届けなければならない。

(4) 居室において、タバコ及びロウソク、線香、石油ストーブ等の火気の使用を全面的に禁止する。

(5) 居室内で使用するカーテン・のれん等は、防災加工品を使用する。(入居者負担)

(6) 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬する。

(7) 施設の許可を受けた場合、居室において小鳥、魚類等の飼育はできるが、それ以外の小動物は飼育できない。また、許可を受けた場合でも、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取消す。

(8) 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、行先、外泊先、用件、帰所予定日時等を事務所に届けなければならない。

(9) テレビ、ラジオ等音響機器の使用は、他の入居者の迷惑にならないよう使用すること、特に夜間は注意すること。

(10) その他、暴力、口論、泥酔等によって他人に迷惑をかけてはならない。

9、高齢者虐待の防止

入居者の人権擁護・虐待防止のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

(2) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

(3) 虐待防止対応体制を以下のとおり設置します。

- | | | | |
|-------------|-----|---|------------|
| ① 虐待防止対応責任者 | 1 名 | : | 施設長 |
| ② 虐待防止受付担当者 | 1 名 | : | 生活相談員 |
| ③ 第三者委員選任 | 2 名 | : | 事務所前掲示板に記載 |

10、暴力団及び反社会勢力等の排除

入居者及び入居者家族、職員等の生活を守るために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

(1) 「三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 条）」及び「松阪市暴力団排除条例（平成 24 年松阪市条例第 36 条）」、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について（平成 19 年 6 月）」に基づき、暴力団及び反社会勢力等（以下、暴力団等という）の排除を推進します。

(2) 施設は現在かつ将来にわたっても暴力団等に該当しないことを表明、確約します。

(3) 入居者又は保証人が暴力団等との関係性が認められると判断した場合、当該入居者との入居契約を解除します。